

小規模同窓会事業運営要領

1 小規模同窓会事業の目的

小規模同窓会事業(以下、「本事業」と表記)の目的は北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科(旧 医療福祉学科医療福祉専攻及び札幌医療福祉専門学校を含む)を卒業した北海道医療大学福祉・介護同窓会正会員の卒後教育を目指すものである。

2 本事業の対象者

本事業を運営できる対象者は北海道医療大学福祉・介護同窓会の正会員とする。

3 本事業の内容

正会員が他の正会員等 1 名以上を招集し、併せて北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科の教員を招聘し自己研鑽のための学習会や広くネットワーク作りなどの活動を行うこととする。福祉・介護同窓会は本事業に対して参加人数に応じ助成金を支給する(支給上限あり)。

4 助成金

参加人数(開催者・教員含む)	助成金額(1 回あたり)
3～5 名	1 万円
6～10 名	2 万円
11 名以上	3 万円

5 助成金の申請方法

- (1)本事業の利用を希望する正会員は小規模同窓会開催前に別紙 1 の「福祉・介護同窓会小規模同窓会事業開催届」に必要事項を記載の上、を同窓会事務局(当別キャンパス池森研究室または片山研究室)に提出する。
- (2)福祉・介護同窓会役員会で小規模同窓会事業の承認がなされたら申請した正会員に文書で決定通知をする。併せて別紙 2 の「福祉・介護同窓会小規模同窓会事業報告書」及び別紙 3 の「参加者名簿」を送付するので、申請した正会員は事業終了後 1 週間以内に「福祉介護同窓会小規模同窓会事業報告書」と「参加者名簿」を提出する。提出は同窓会事務局へ郵送もしくは招聘教員経由で事務局へ提出とする。 3

6 支給方法と支給上限

(1)支給方法

小規模同窓会事業に参加する教員に対し、開催日までに現金で支給し、本同窓会は

教員からサインを受領する。

(2)支給上限

教員 1 名当たり、年度内の上限を 3 万円とする。ただし、未使用分は翌年度に繰り越さない。

7 その他

事業申請時における参加予定人数と実際の参加人数に差異が生じた場合は実際の参加人数に応じて返金、もしくは後日追加支給とする。

8 本事業の開始年度

本事業は令和 2 年 8 月 7 日より開始とする。